

# 電子情報通信学会東北支部運営委員等の職務権限規程

(平成 24 年 12 月 19 日 一部改正)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、本会という。）規則第 13 章に基づき、電子情報通信学会東北支部（以下、本支部という。）運営委員等の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、運営委員等とは、支部長、支部庶務幹事、支部会計幹事、支部委員をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 運営委員等は、法令、定款、規則および本会あるいは本支部が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第 2 章 運営委員等の職務権限

(運営委員等)

第 4 条 運営委員等は、支部運営委員会を組織し、法令および定款、規則、規程の定めるところにより本支部の業務の執行の決定に参画する。

(支部長)

第 5 条 支部長の職務権限は、定款、規則および規程に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 支部長として本支部を代表し、本支部の事務を総括する。
- (2) 支部運営委員会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 次年度の事業計画案および収支予算案、前年度の事業報告書および収支決算書を作成し、支部運営委員会の議決を経て、本部へ提出する。
- (4) 別表「運営委員等の職務権限委任項目」に従って職務権限を委任する。

(支部長以外の支部運営委員等)

第 6 条 支部長以外の運営委員等は、支部長の命を受け、次の支部の事務の執行を補助する。支部の事務の執行を補助するに当たり、別表に掲げる職務権限の委任を受ける。

- (1) 庶務幹事 庶務および他の支部運営委員等の所掌に属しない事項
- (2) 会計幹事 会計に関する事項
- (3) 支部委員 個別事業に関する事項

(予算の執行)

第 7 条 支部予算の執行状況は、支部運営委員会開催の都度、支部会計幹事が報告する。

第 8 条 支部予算総額を上回る執行には、支部運営委員会の議決を経て、支部担当理事および会計理事の承認を要する。

(代行)

第 9 条 運営委員等に事故あるとき又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名した支部運営委員等が、その職務を代行する。

### 第3章 補 則

(細 則)

第10条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、支部運営委員会の議決により、別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決を経て行う。

附則

本規程の変更は、平成24年12月19日から適用する。

別 表

運営委員等の職務権限委任項目

決 裁 事 項	決 裁 権 者 (あるいは被委任者)	
	支部長 (支部運営委員会)	支部会計幹事
事業計画及び予算案の作成に関する事	○ (○)	
事業報告及び決算案の作成に関する事	○ (○)	
支部名義の契約 (契約者名は支部長)	○	
支部名義の使用 (協賛、後援、等)	○	
開催事業参加費の決定	○ (○)	
契約の締結 (注1)		
一件一万円以上	○	
一件一万円未満		○
支出 (注1)		
一件一万円以上	○	
一件一万円未満		○

注1) 事業計画あるいは支部運営委員会にて承認済みの事業であって、額が予算額を上回らない場合の契約または支出は担当運営委員等に委任する。事業計画にない契約または支出の決裁権者は本表に従う。また事業計画にある事業であって、契約または支出の額が予算額を上回るものについては、その超過額に対して本表に記載された決裁権者を適用するものとする。